

札幌市缶売払い要綱第3条の売払い条件に適合することを証明する書類一覧

札幌市缶売払い要綱 第3条 (法人又は個人で下記を満たすもの)	提出書類項目		具体的書類 (準ずるもので可)	選定基準	備考
(1) 缶を、自ら再資源化又は再資源化を確実に履行できる者に引き渡すことができることなど受入体制が確立していること。	ア	金属くず回収業許可	金属くず回収業許可証 (写)	金属くず回収業許可必要	
(2) 本市が予定する缶売却量を、資源選別センターから確実に搬送できる人員及び車両等を有していること。	イ	再資源化を行う業者に引き渡していること及び引渡量が確認できる書類(納入の相手先)	受入先の納入証明書、受入予定確認書、納入契約書等	再資源化を行う業者に納入実績があること又は、納入できることが確実なこと。	
(3) 缶の取扱いに関し法令上必要な資格を有していること。また、缶の搬出に当たり、必要な有資格者及び機材等を有していること。	ウ	搬送に当たっての車両及び人員が確保できることを証する書類	大型免許証(写)	[搬送人員] 1種類につき2名以上	委託も可能 ⇒委託先の誓約書(ただし、委託先が本市競争入札参加資格者の場合は不要)、資格者免許証、車両車検証、
(4) 札幌市競争入札参加資格者として登録されていること。	エ		積込みに当たっての必要な資格者及び機材が確保できることを証する書類	車両車検証(写)	
(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しないこと。	オ	貯留場所が確保できることを証する書類	労働安全衛生法による運転技能講習修了証(写)	[フォークリフト] 運転技能2名以上	
	カ	納税証明書(法人市民税等)	図面、借地証明等	ストックヤード概ね1,000㎡以上	
	キ	[参考資料] 財務諸表(直近2期分)	納税証明書(道・市民税)	税の滞納がないこと	
	ク		財務諸表(写) 2期分 法人の場合⇒貸借対照表、損益計算書、余剰金処分計算書		
		競争入札参加資格認定通知書(物品・役務)(写)			